平成21年分〔その他の政治団体〕の部亜細亜評議會のうち1中

「収入総額　0」を

「収入総額　380,000
　本年収入額　380,000」に改め、

同部亜細亜評議會のうち2中

「支出総額　0」を

「支出総額　380,000」に改め、

同部亜細亜評議會のうち2の次に次のように加える。

3　本年収入の内訳

寄附	380,000
個人分	380,000

4　支出の内訳

政治活動費	380,000
機関紙誌の発行その他の事業費	380,000
宣伝事業費	380,000

5　寄附の内訳

（個人分）

野崎　利勝	380,000	さぬき市

○総務省告示第二百十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、社会民主党・生活の党、新政治推進協議会、二十一世紀の会、一水会、喜政会、国観連近畿観光協議会及び緑の党グリーンズジャパンから訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第四百三十七号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十四年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年六月三十日

総務大臣　新藤　義孝

〔政党〕の部社会民主党のうち6中

「（貸付金）

㈱印刷センター　400,000,000」を

「（貸付金）

㈱印刷センター　400,000,000

（敷金）

㈱清林社　28,842,000　24. 9.18」に改め、

同部生活の党のうち5中

「藤島　利久　6,000,000　高崎市　」を

「藤島　利久　6,000,000　高知市　」に改める。

〔資金管理団体〕の部新政治推進協議会のうち2中

「支出総額　16,199,798」を

「支出総額　16,210,193」に改め、

同部新政治推進協議会のうち4中

「経常経費　331,921
　備品・消耗品費　223,224」を

「経常経費　342,316
　備品・消耗品費　233,619」に改め、

同部二十一世紀の会のうち2中

「支出総額　32,423,056」を

「支出総額　32,997,366」に改め、

同部二十一世紀の会のうち4中

「政治活動費　9,882,232」を

「政治活動費　10,456,542」に、

「機関紙誌の発行その他の事業費　5,070,753」を

「機関紙誌の発行その他の事業費　5,645,063」に、

「政治資金パーティー開催事業費　4,972,263」を

「政治資金パーティー開催事業費　5,546,573」に改める。

〔その他の政治団体〕の部一水会のうち1中

「収入総額　16,230,577」を

「収入総額　17,130,577」に、

「本年収入額　16,000,000」を

「本年収入額　16,900,000」に改め、

同部一水会のうち3中

「四十周年記念パーティー　4,000,000」を

「四十周年記念パーティー　4,000,000
　借入金　900,000」に改め、

木村　三浩　900,000」

同部浜野よしふみを支援する会（喜政会）のうち1中

「収入総額　14,092,060
　本年収入額　14,092,060」を

「収入総額　10,000,000
　本年収入額　10,000,000」に改め、

同部浜野よしふみを支援する会（喜政会）のうち3中

「寄附　14,092,060
　政治団体分　14,092,060」を

「寄附　10,000,000
　政治団体分　10,000,000」に改め、

同部浜野よしふみを支援する会（喜政会）のうち5中

「浜野よしふみを支援する会　4,092,060　都・港区」を削り、

同部国観連近畿観光協議会のうち1中

「収入総額　64,636」を

「収入総額　64,630」に、

「本年収入額　19」を

「本年収入額　13」に改め、

同部国観連近畿観光協議会のうち3中

「その他の収入　19
　一件十万円未満のもの　19」を

「その他の収入　13
　一件十万円未満のもの　13」に改め、

同部緑の党グリーンズジャパンのうち5中

「猪俣　和雄　100,000　久喜市　」を

「猪股　和雄　100,000　久喜市　」に、

「横田　悦子　150,000　岡山市
　年間五万円以下のもの　5,172,562」を

「横田　悦子　150,000　岡山市
　尾崎　正道　300,000　吹田市
　年間五万円以下のもの　4,872,562」に改める。

○総務省告示第二百二十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第四項の規定に基づき、基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の一部を次のように変更することとしたので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

平成二十六年六月三十日

総務大臣　新藤　義孝

第5の1(2)の表中「

今帰仁	17	0.03

」を「

今帰仁	17	0.03
	38	

」に改め、同表に次のように加える。

(注)　周波数（チャンネル番号）の欄中、上下２段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号）を表す。

第5の1(3)の表中「

今帰仁	13	0.03

」を「

今帰仁	13	0.03
	40	

」に改め、同表に次のように加える。

(注)　周波数（チャンネル番号）の欄中、上下２段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号）を表す。

第5の3(2)の表中「

今帰仁	14　15　16	0.03

」を「

今帰仁	14　15	
	34　32	
	16	0.03
	42	

」に改め、同表注に次のように加える。

（注６）　周波数（チャンネル番号）の欄中、上下２段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数（チャンネル番号）を、下段は変更する周波数（チャンネル番号）を表す。